

# 中国経済経営学会 ニューズレター第 22 号

「ニュースレター」第 22 号をお届けします。今回は、2025 年度全国大会（2025 年 12 月 13 日～14 日、法政大学）の際に行われた第 5 期第 5 回理事会議事録、2025 年会員総会議事録、2025 年度全国大会の報告概要から構成されています。

また 2026 年度春季研究集会の日程と開催校について次のようにお知らせいたします。

2026 年 6 月 6 日（土）に開催予定の春季研究集会開催校は大阪経済大学大隈キャンパス（大阪市東淀川区）、実行委員長は藤井大輔会員（大阪経済大学）となっております。既に会員企画の分科会および自由論題の募集が 2026 年 3 月 16 日（月）正午締切で募集中ですので、会員各位におかれましては奮ってご応募ください（[https://jacem.org/pdf/event/2026\\_spring\\_call\\_Jpn.pdf](https://jacem.org/pdf/event/2026_spring_call_Jpn.pdf)）。また、今回は特別セッションとして、本間哲郎氏（パナソニック代表取締役・グループ中国・北東アジア総代表）による講演も予定しております。皆様のご参加をお待ちしております。

## 目次

- I. 第 5 期第 5 回理事会議事録
- II. 2025 年会員総会議事録
- III. 2025 年度全国大会の報告概要

## I. 第 5 期第 5 回理事会議事録

日時：2025 年 12 月 13 日（土）10 時 00 分～11 時 55 分

会場：法政大学 市ヶ谷キャンパス 大内山校舎 Y603 教室

・出欠確認（敬称略）

出席：苑、大島、岡崎、甲斐、梶谷、金澤、木村、曾根、戴\*、内藤、中川、藤井、堀井\*、馬、丸川、三並、遊川、李、劉、渡邊（計 20 名）、李春霞（幹事）、（\*中途入室）

欠席：大原（木村理事へ委任）

欠席（陪席）：澤田（日本経済学連合評議員）、森（日本経済学連合評議員）

・前回理事会（2025 年 6 月 7 日）議事録（確認済み）

## 1. 報告事項

### 1.1 会員動向について（大島・遊川）

○2025 年 11 月 30 日時点の会員数 414 名

種 別	会員数	増減（2025/6 比）
名譽会員	6	0
正会員（有職）	237	▼35
正会員（減額）	55	▼28
海外会員	116	▼1
計	414	▼64

○退会者 3 名（正会員（有職）2 名、正会員（減額）1 名）

張英莉 (正会員 (有職)、埼玉学園大学)

劉暢 (正会員 (有職)、嘉悦大学)

浅川博人 (正会員 (減額))

\*新入会員は審議事項に

## 1.2 編集委員会 (甲斐)

○甲斐理事から刊行、投稿・査読、準備状況について下記の報告があった。

### I 『中国経済経営研究』第9巻第2号の刊行について

第9巻第2号 (通巻18号、2025年10月刊行)

【小特集】 経験としての中国経済—トランプ2.0を踏まえて (特別セッション報告)

内藤二郎 特集にあたって

徳地立人 経験としての中国経済—トランプ2.0を踏まえて—

【小特集】 中国の国産半導体 (情勢分析研究会報告)

大原盛樹 特集にあたって

鈴木一央 中国の国産半導体—日系半導体との関わりから振り返る—

#### 【論文】

藤田美季 中国アニメ産業におけるネットアニメのビジネスモデル

— テンセントのプラットフォームビジネスの分析を中心に —

#### 【書評】

ジン・クーユー著、梶谷懷監訳、西川美樹訳

『新中国経済大全—資本主義と社会主義を超えて』 (三笠康平)

丸川知雄著 『中国の産業政策—主導権獲得への模索』 (稻田光朗)

西村友作著 『中国デジタル金融イノベーション—国家と市場の狭間で』 (福本智之)

韓金江著 『中国機械産業の技術発展戦略—工作機械・建設機械分野を中心に』 (駒形哲哉)

張静著、金山・韓艶麗・王艶珍訳 『基層政権—中国農村制度の諸問題』 (山田七絵)

田原史起著 『中国農村の現在—「14億分の10億」のリアル』 (金湛)

### II 『中国経済経営研究』投稿・査読状況の報告 (2025年11月10日現在)

・投稿審査結果 (2025年5月～2025年11月上旬)

採択：1本

採択不可：2本

取り下げ：1本

リバイス稿要請・提出中：5本

### III 『中国経済経営研究』第10巻第1号の準備状況

#### 【論文】

劉曙麗・李春霞 「経営管理層発明者のイノベーションパフォーマンスに関する実証分析

—中国創業板上場企業の発明者レベルの検証」

その他：査読中の論文の進捗状況による

#### 【書評】

Kajitani, Kai (eds) Innovation Promotion Policies and Institutional Reform in China (丁可)

遊川和郎・湯浅健司・日本経済研究センター編著 『新中国産業論—その政策と企業の

競争力』（李春霞）

大西康雄・科学技術振興機構アジア・太平洋総合研究センター編著 『「自立自強」の中  
国—産業・科学技術イノベーションの現状と課題』（劉曙麗）

鈴木隆著 『習近平研究—支配体制と指導者の実像』（丸川知雄）

⇒8月に評者には依頼済み

【特集】中国の人口動態と社会保障：実態、問題点と対策

鄭真真（中国社会科学院 人口と労働経済研究所）

厳善平（同志社大学）

澤田ゆかり（東京外国语大学）

馬欣欣（法政大学）

総括：中川涼司（立命館大学）

⇒11月に依頼済み・調整中

IV その他

### 1.3 國際交流委員会（苑・丸川）

特になし

### 1.4 情勢分析研究会（大原・内藤）

○内藤理事から下記の報告があった。

・2025年6月7日（土）の春季研究集会（於：神戸大学）の特別セッション（実行委員会と情勢分析研究会共催）において、徳地立人氏に「経験としての中国—トランプ2.0の中国経済を見据えて」というテーマでご講演いただいた。その後、「中国経済—トランプ2.0を踏まえて」と題した寄稿文をお送りいただき、学会誌（第9巻第2号【通巻18号】）に掲載。

・2025年度全国大会（12月13日（土）・14日（日）　於：法政大学）の特別講演（2日目昼）に、以下の要領で特別セッション（実行委員会と情勢分析研究会共催）を開催。

講演者：森井一成氏（RIETIコンサルティングフェロー）

テーマ：「中国の産業発展とその国際政治経済への影響」

なお、講演についても、後ほどご寄稿をお願いし、学会誌に掲載する予定。

### 1.5 広報（堀井）

○堀井理事から下記の報告があった。

・「中国経済経営学会ニュースレター」第20号を2025年2月17日に発行

2024年度全国大会（2024年11月30日～12月1日、京都大学）の報告概要、同日に行われた第5期第3回理事会の議事録などで構成

・「中国経済経営学会ニュースレター」第21号を2025年7月25日に発行

2025年度春季研究集会（2025年6月7日、神戸大学）の報告概要、同日に行われた第5期第4回理事会の議事録などで構成

・「中国経済経営学会ニュースレター」第22号を2026年2月に発行予定

・『中国経済経営研究』第8巻第2号のJ-Stageへの登載ならびに学会ウェブサイトへの掲載・公開作業を実施

### 1.6 学会事務の業務委託について（大島・曾根）

○曾根理事、大島理事から、会員管理業務（事務局機能の一部）を2025年9月から一般社団法人学会支援機構に移管

したことの報告があり、下記について周知、説明があった。

- ・会員マイページへのログイン、入力依頼について
- ・会費請求において一部誤請求が発生したことについて説明
- ・会員管理業務と事務局業務の分担について、業務移管後の体制を説明
- ・学会誌の発送・残部管理について説明
- ・費用（手数料）の関係もあり、一斉メールは引き続き従来の学会事務局で扱うことを説明
- ・会費の領収書発行についても、費用（手数料）や徴収方法の関係で、引き続き従来の学会事務局で行うことを説明

## 1.7 日本経済学連合（澤田・森）

○下記について遊川理事から報告した。

- ・英文年報（No.45, 2025）を曾根理事が執筆。12月公開予定。
- ・Webマガジン『エコノミクス&ビジネス・フォーラム』に高橋五郎会員の論文が掲載（10/23J-Stage公開）  
また現在「Vol.2, No.2」は投稿募集中

## 2. 審議事項

### 2.1 新入会員・会員資格変更の承認（大島・遊川）

○下記新入会員 14名（正会員（有職）8名、正会員（減額）6名）が承認された。

	氏名（所属）	会員資格
1	許寧寧（天津理工大学）	正会員（有職）
2	松本康平（大阪公立大学大学院）	正会員（減額）
3	李智慧（野村総合研究所）	正会員（有職）
4	王清（天津財経大学珠江学院）	正会員（有職）
5	黄月華（静岡大学）	正会員（有職）
6	劉偉（天津理工大学）	正会員（有職）
7	劉捷（南開大学）	正会員（有職）
8	石躍君（明治大学大学院）	正会員（減額）
9	佐野史明（グリーンテックコンサルティング株式会社）	正会員（有職）
10	謝成堯（早稲田大学大学院）	正会員（減額）
11	李浩波（天津理工大学）	正会員（有職）
12	陳思佳（立正大学大学院）	正会員（減額）
13	GONG XUAN（亜細亜大学大学院）	正会員（減額）
14	庄天琦（弘前大学大学院）	正会員（減額）

○会員資格変更 なし

### 2.2 2024年度の決算書と2025年度予算書、学会財務について（岡寄）

○岡寄財務担当理事から2024/25年度決算書【資料1】と2025/26年度予算書【資料2】について説明があり、いずれも承認された。

○2025/26年度予算では、学会支援機構への事務移管初年度にあたることから、引継ぎ費用のほか、諸費用に未知数の部分があることなどの説明があった。

## 2.3 会則・理事選挙規定の改定について（渡邊）

- 渡邊会長から会則改定の提案経緯と内容について、資料を基に説明があり、理事からの意見、質問に答えた。
- 会員向けに発出した提案（2025年10月23日付）に対して、会員（1名）から「改定案には基本的に賛同するが該当する理事（現在2期連任）は退任すべき」との意見が出されたことを紹介し、理事からの意見を聴取した。
- 渡邊会長から、連任制限による学会運営の断層が目前に迫っていることを踏まえ、原案に沿って会則改定を行い、理事選挙規定について詳細を次回理事会（2026年6月予定）までさらに検討する提案があり、原案を基に総会に諮ることとした。
- なお第17条（新）に関し、「執行部内の役職は連続2期まで」であることを確認した。（例：執行部内の同一役職だけではなく、執行部内の異なる役職も含めて最大連続2期まで）
- 理事選挙規定の現段階での改定案を基に議論を行った。
- 会則の改定にあたっては、事務局の移管に伴う加筆修正も行った。

【資料3】改定案のご提示

【資料4】理事選挙規定の改定について

【資料5】会則改定全文

## 2.4 今後の活動計画について

### (1) 今後の学術研究会について（遊川）

- 遊川理事から今後の日程と会場校について、下記の予定で準備されていることの紹介があった。

#### ①2026年度・春季研究集会

時期：2026年6月6日（土）

会場校：大阪経済大学

#### ②2026年度・全国大会

時期：2026年12月5日（土）～6日（日）

会場校：東京大学

#### ③2027年度・春季研究大会

時期：2027年5～6月頃

会場校：アジア経済研究所（幕張）

#### ④2027年度・全国大会

時期：2027年11月頃

- 開催校の負担が大きいことから、ハイブリッド方式実施は任意とするなど無理のない形で行うことが望ましいことを確認し、負担軽減に向けて関係者の協力が必要であることを話し合った。

### (2) 『中国経済経営研究』の発行予定

報告事項で記載の通り。

### (3) 広報・ニュースレター

報告事項で記載の通り。

### (4) 国際交流委員会

なし

**(5) 情勢分析研究会**

報告事項で記載の通り。

**2.5 その他**

**(1) 学会賞の創設検討について（渡邊）**

渡邊会長から学会賞創設の検討を進めたいとの表明があった。

\*説明に用いた資料は一部非公開とした。

以上

## 【資料5】

中国経済経営学会会則 (改定後の全文) 赤字は修正箇所

### 第1章 総則

第1条 本学会は中国経済経営学会 (Japanese Association for Chinese Economy and Management Studies) と称する。  
第2条 本学会は中国経済および中国の企業経営に関する学術的研究を行い、研究者間の交流と相互理解を促進することを目的とする。

第3条 本学会は前条の目的を達成するために次の事業を行う。(1) 大会、研究会および講演会を開催して会員の研究報告、討論に供する。(2) 学会誌の刊行。(3) その他本会の目的達成に資する事業。

第4条 本学会は事務局を一般社団法人学会支援機構に置く。

### 第2章 会員

第5条 本学会の会員は次の4種とする。(1) 正会員 本会の目的に賛同して入会した個人 (2) 賛助会員 学会運営を賛助する個人および企業・団体 (3) 名誉会員 本会に特別の功労があり、総会で承認を受けた個人 (4) 海外会員 正会員または賛助会員で、海外に継続的に居住するようになり、申し出により理事会が会費の免除を認められた個人および企業・団体。

第6条 会員は本学会の刊行物の配布を受け、大会、研究会、講演会その他の本学会の事業に参加することができる。

第7条 本学会の目的に賛同して新たに会員になろうとする者は、本会会員2名の推薦を得て申し込み、理事会の承認を受けることを要する。正会員、賛助会員のうち海外会員になろうとする者は理事会の承認を受けることを要する。なお、再入会等の扱いについては別途定める。

第8条 退会を希望する会員は、書面をもってその旨を理事会に申し出なければならない。

第9条 学会に顕著な貢献があった会員については、理事会の推薦に基づき、総会の承認を得て名誉会員とすることができます。

第10条 会員は、以下の場合に、理事会の議を経てその資格を失う。(1) 3年間継続して会費を滞納した場合。(2) 本学会の名誉と権威を著しく傷つけた場合。

第11条 会員は別途定める年会費を納める。なお入会が認められた会員は、入会時が期間途中であっても年会費全額を納入しなければならない。

### 第3章 総会

第12条 毎年1回総会を開催し、事業計画、予算・決算、およびその他重要事項を審議決定する。

第13条 総会の議事は、出席会員の過半数をもって決定する。

### 第4章 役員

第14条 本学会に以下の役員をおく。会長1名、副会長2名、理事20名程度、会計監事2名、幹事若干名とする。

第15条 理事の任期は2年とし、再任を妨げない。

第16条 会長は本学会を代表し、副会長は会長を補佐する。

第17条 会長、副会長2名、総務担当を執行部とし、日常的に会務を執行する。執行部内の役職は連続した2期を超えて就くことはできない。

第18条 理事は会務を審議執行する。

第19条 会計監事は学会の会計を監査する。

第20条 幹事は理事会の会務執行を補佐する。

第21条 本学会の役員の選出は以下とする。

理事の選出および被選挙資格等の詳細は理事選挙規定に別途定めるとおりとし、理事候補者は総会の承認を得る。会長、副会長は理事会において理事の中から互選する。会計監事は理事会が推薦し、総会の承認を得る。幹事は正会員の中から会長が推薦し、理事会の承認を得る。

第22条 理事会の推薦に基づき、総会の承認を得て顧問を置くことができる。顧問は、必要に応じ理事会に対して参考意見を供する。

## 第5章 理事会および委員会

第23条 理事会は会長、副会長、理事をもって構成し、会務を執行する。

第24条 理事会は会長がこれを召集し、議長を務める。

第25条 理事会は構成員の過半数の出席により成立し、その議事は出席者の過半数をもって決定する。

第26条 理事会の構成員は、会議に出席できない場合には、委任状をもって出席の構成員の中から代理人を選任できる。

第27条 理事会は、大会実行委員会、学会誌編集委員会、および必要に応じたその他の委員会を組織する。

## 第6章 会計

第28条 本学会の会計年度は毎年9月1日に始まり、翌年8月31日に終わる。

第29条 理事会は前年度決算を会計監事による監査を経て総会に報告し、その承認を得なければならない。

第30条 財務担当理事は、本学会名義の金融機関口座の代表者として、当該金融機関口座を管理する。

## 第7章 学会誌の発行・配布

第31条 本学会は会員の研究発表の場として学会誌を発行し、会員に配布する。なお、投稿規定は別途定める。

## 第8章 会則の変更

第32条 会則の変更は、理事会の提案により総会の過半数の承認を経て行う。

第33条 本学会の運営に必要な細則は、理事会がこれを定める。

## 付則

付則1 年会費は、正会員は8,000円、賛助会員は1口20,000円とする。名誉会員の年会費は免除される。

付則2 在学中ならびに年度開始（4月1日）時に有給の常勤職についてない正会員については、理事会の承認を経て、年会費の減免（4000円）を受けることができる。

付則3 年会費の免除を認められた海外会員については、定期刊行物の配布は行わない。ただし、全国大会や学術研究会に参加し、かつ報告する会員、または学会誌に投稿する会員は、当該年度の会費を納入しなければならない。

付則4 本会則は2013年6月22日から施行する。

2014年11月8日改正

2016年11月5日改正

2019年11月16日改正

2025年12月13日改正

-----  
統合に際しての注記：

1. 理事選挙規定、学会誌投稿規定、および細則は別途定める。
2. 学会誌の統合（学会誌名称、発行回数、編集方針等）については、「統合のための基本ポリシー」に基づき、統合後の理事会において討議し、決定する。過渡的措置として、当面（少なくとも統合実現後の理事改選までの2年間）、従前どおりの方法で「中国経済研究」と「中国経営管理研究」の発行を続けるものとし、発行主体は「中国経済経営学会」とする。
3. 研究大会の実行委員会および学会誌の編集委員会の構成についても、当面、同様の扱いとし、両学会の会員の研究手法や研究分野に偏りがないよう配慮する。

（中国経営管理学会と中国経済学会の統合に関する合意（案）による。）

## **II. 2025年会員総会議事録**

日時：2025年12月13日（土） 17:00～17:45

会場：法政大学 市ヶ谷キャンパス 大内山校舎 Y606 教室

### **1. 審議事項**

#### **1.1 2024年度の決算書と2025年度予算書について**

- ・岡崎財務担当理事から前年度決算書、新年度予算案について説明があり、いずれも承認された。

#### **1.2 会則の改定について**

- ・渡邊会長から会則改定の提案経緯と内容について、理事会での議論に基づき紹介した。また連任制限による学会運営の断層が目前に迫っていることを踏まえ、原案に沿って今総会で会則改定を行い、理事選挙規定については次回理事会までさらに詳細を検討したうえで、次の理事選挙（2026年7～8月）を実施する方針であることを説明した。
- ・改定案への賛否を挙手により問い合わせ、賛成が過半数と認められ、承認された。

（＊第29条 会則の変更は、理事会の提案により総会の過半数の承認を経て行う。）

### **2. 報告事項**

理事会での審議・報告を基に下記の報告を行った（理事会議事録を参照）。

- 2.1 会員動向について
- 2.2 今後の学術研究会の開催予定について
- 2.3 学会事務の業務委託について
- 2.4 『中国経済経営研究』の刊行、進捗状況について
- 2.5 特別セッションの実施状況、予定について
- 2.6 ニューズレターの発行状況、学会誌のJ-Stageへの登載、公開作業について
- 2.7 日本経済学連合の英文年報（No.45, 2025）執筆他
- 2.8 学会賞の創設を検討について
  - ・渡邊会長から同賞創設を検討したいと表明

以上

### III. 2025年度全国大会の報告概要

2025年度全国大会は2025年12月13日(土)および14日(日)に、法政大学(市ヶ谷キャンパス内山田校舎)で開催されました。運営委員会は馬欣欣(法政大学・委員長)、王威(法政大学)、小松翔(アジア成長研究所)、プログラム委員会は劉徳強(京都大学・委員長)、中川涼司(立命館大学・基調講演・共通論題担当)、馬欣欣(法政大学)、藤井大輔(大阪経済大学)、三竜康平(帝京大学)が担当しました。共通論題「中国の人口動態と社会保障: 実態、問題点と対策」のほかに、特別セッション、分科会1および2、自由論題1~4で構成されていました。

#### 共通論題「中国の人口動態と社会保障: 実態、問題点と対策」

2025年度全国大会の共通論題は「中国の人口動態と社会保障: 実態、問題点と対策」であった。

基調講演で予定されていた鄭真真(中国社会科学院 人口と労働経済研究所・教授) 報告もテーマはPopulation Dynamics in China: Trends, Future and Major Drivers(中国の人口動態: 変化、将来およびその要因)であり、共通論題と一緒にテーマ設定されていたが、残念ながら日中関係の緊張のなかで中止となった。

共通論題のパネリストは3名で以下のとおり。

厳善平(同志社大学)「中国都市部における中高年の就業選択とその決定要因—定年制度のさらなる改革に向けて—」

澤田ゆかり(東京外国语大学)「DX下の非正規労働者の生活保障: ギグ・ワーカーの社会保険と権利保障」

馬欣欣(法政大学)「中国における社会保障制度の改革とその国民厚生への影響」

厳報告は中国の30年余り続いた「一人っ子政策」終了後も止まらない少子化により、65歳以上人口の比率が2000年に7.0%であったものが、2020年には13.5%と高齢化社会から高齢社会に移行し、生産年齢人口が2015年から減少するだけでなく就業率も低下している状況があるなかで2024年9月に、全国人民代表大会(全人代)は法定退職年齢の引き上げを決定したが、政府の中高年齢者の就労促進策が効果を持ちうるかどうかを検証するため、都市部中高年(50-69歳)の就業選択の決定要因を中国家計所得調査(CHIPS)データを用いて明らかにしようとするものであった。全体的な就業率は2000年から2020年において74.1%から58.2%へと15.8ポイントも下がった。その原因是就業率の高い農村人口が激減していること、大学進学率の上昇に伴う若者の労働市場参入が遅くなっていること、就業率の低い高齢人口が急増していることが考えられるとされた。しかしその一方で、都市部中高年については各年齢層において就業率が大幅に上昇していることが確認され、その要因の解明が必要とされた。CHIPSデータから個人属性からみると、農業戸籍者、高卒以下、一般人といった労働市場では比較的弱い立場におかれた人々は近年ほど就業を選択する(させられる)傾向が強いとされた。男性も女性もその多くが法定退職年齢を迎える前に労働市場から退出するが、男女間に存在する法定退職年齢の違いも顕著であるとされた。また、中高年女性は就業していても非正規比率が高いことも指摘された。教育の面では教育を余り受けていなかった者と、高等教育を受けた者という両極が就業を選択する確率が比較的高いといふことも示された。0-6歳未満の「子ども」(孫も含む)がいる世帯の中高年はそうでない場合に比べ就業を選択しない傾向が顕著にみられ、中でも女性に関してその傾向がより一層強いとされた。市場賃金が高いほど、中高年男性が労働市場に留まる傾向が強いのに対し、中高年女性が労働市場に留まるか退出するかの選択を主として市場賃金以外の要素(子育て支援や子どものローン返済支援)が規定することも示された。定年退職者の再就業に関しては、国有企業に勤めた者が再就職を選択しないのに対し、自営私営企業に勤めた者が定年後も働き続ける傾向が強いこと、年金所得が多いほど、再就職を選択する確率が有意に低いことも示された。以上の分析結果から定年延長が就業率に与える影響はあまり大きくなかったと推定された。高い年金を約束されている党政府機関などの職員は改革後も早期退職を選択する可能性が高い一方、収入の低い労働者階層は現に定年を迎えた後も働き続けているからである。

澤田報告は増大する美团、餓了么、京東のフードデリバリーの配達員に代表される「ギグ・ワーカー」が自営業者と被用者の間隙に置かれた結果、社会保険の加入率が低い問題とその対策の効果について検証を行うものであった。インフォーマル就労者の社会的保護を拡充する2つの方向としては住民向けの年金・医療保険の適用を拡大する方向と被用

者と見なして被用者向けの適用をしていく方向があるが、中国ではプラットフォーム企業に対する規制を強化することで後者の方向性が出されている。2017年の国務院意見ではプラットフォームが多様な就業形態を生むことを推奨していたが、2019年の意見では就労者の合法的権益保護を打ち出した。プラットフォームで就業するギグ・ワーカーは都市従業員社保（従業員扱い：年金、医療、労災、失業、生育）、都市従業員社保（靈活就業者＝フレキシブルワーカー：年金、医療）、都市農村住民年金/医療に分かれるが、合計して年金では57.1%、医療では41.2%という加入水準である。就労者が保険に入りたくない理由はアンケートなどから手取りが減る、必要ない、加入者個人の負担（拠出額）が大きい、継続的な納付が難しい、報酬が年々下がっているから、借金返済など喫緊の支出があるといった結果が出ている。プラットフォームの対応としては、①美団が23億元の保険料を負担し社会保険の枠外として商業保険を活用しながら職業傷害保障を行う、②饿了么？や美团が従業員社会保険の保険料の50%を負担、③京東が専属配達員として直接労働契約を締結、社会保険料（五險一金）の全額を負担といったものがある。

馬報告は前半は中国の社会保障制度が計画経済期から今日にどのように変化をしたのかを概括的に説明するものであった。計画経済期には都市戸籍住民を対象とした「社会扶助」、「社会福祉」、「軍事優遇措置」、「労働保険」（公的年金、公的医療）が国家保障によって成り立っていたが、移行期には「労働保険」が国家保障ではない社会保険となり、また、住宅などの「その他」の生活保障に関しては個人や企業が担うようになった。そして、年金、医療が都市の従業員・公務員と都市・農村住民の二本立てとなっていました（上述のとおり）。両年年金制度の加入者は2022年に10億5300万人で、全国総人口の約75.3%に相当し、未年人口を除外すれば、実質的に大多数の国民が公的年金制度に加入した。また、合計13億4,460万人が公的医療保険に加入し、これは全国人口の約96.04%に相当し、「国民皆保険」目標が達成された。

問題点は「格差と低水準である」。計画経済期に既に社会保障格差の問題が生じた。体制移行期にこの格差問題が解決されなかった。たとえば、1978年から2022年にかけて都市と農村において可処分所得で2.5~3倍の格差があり、また医療費支出にも格差が存在している（2022年で2480.7元と1632.5元）。また、2008年（都市・農村年金合体以前）において都市従業員、都市住民、農村新合作医療のそれぞれの給付額は6,988元、3,425元、909元で給付率は63.2%、49.3%、26.6%で、自己負担率は逆に、31.8%、32.8%、56.0%と農村戸籍住民は明らかに自己負担率が大きい。年金についても農村は最低生活保障水準に対する年金受給額（実額）は2009年の64.8%から2022年には17.3%に低下した。都市住民についても退職前賃金と年金受給額との比率である年金代替率が2000年頃まではおおむね0.8以上あったものが、その急速に低下し2020年には0.4にまでなった。

報告の後半は社会保障制度の国民の厚生とくに幸福経済学における主観的厚生（well-being、ウェルビーイング）すなわち、幸福度、生活満足度、主観的健康状態に対する効果を定量的に検証するものである。検証の結果、新型農村基本医療保険への加入が農村住民の主観的厚生（幸福度）を改善する効果は統計的に有意ではない。また、公的医療保険（新農合）による厚生改善効果は高所得層においてのみ確認されたがその効果の統計的有意水準は低く、低所得層および中所得層においては統計的に有意な効果は観察されなかった。健康状態については社会保障政策の効果は極めて限定的であるが、公的年金（新農保）の方が公的医療保険（「新農合」）よりも、また、低所得の方が中高所得層よりも効果は大きかった。

今後の展望としては社会保障水準の低さが国内消費不振を招き、また、共同富裕と言いながら社会保障水準に大きな格差があることが社会的不安定さを生んでいることから、社会保障の格差問題を重視し、本当な意味の「国民皆保険」を実現させるべきとしている。ただし、年金受給金額の引き上げの財源確保の困難などについても指摘している。

討論者の李蓮花会員（東京経済大学）からは、3報告の意義について確認した後に、質問およびコメントがなされた。

厳報告については、特權階層については年金が退職前の給与よりも多いという数値となっているがそのようなことはありうるのか、馬報告との比較で言って、一般労働者の年金代替率は低下しているといえるのか、という事実認識に関する質問がまずはなされた。そのうえで、定年延長問題のなかでしばしば議論されることとして、若者の深刻の就職難のなか、定年延長が若者の雇用に与える影響はないのか、また、中高年は果たして就業を「選択」できるのか（仕方な

くそうしているのではないか）という点が質問された。また日本との比較で、日本では定年の延長と年金の支給開始年齢は必ずしも連動していないこと、また、日本の1995年を中国の2025年とすると高齢化の進展は驚くほど類似しているが、その一方で、日本の定年年齢は他の先進国が次々と先に延ばしているなかで、日本は65歳にとどまっていることなども指摘された。

澤田報告に対しては、中国はプラットフォーム労働者・ギグワーカーを中心とする「新就業業態」労働者が2021年に8400万人と世界最大であるが、近年では家事労働分野もエッセンシャル・ワーカーの1つとして考えられているとの指摘があった。また、これらの新就業形態労働者の社会保険は、①住民保険は任意加入、②非正規雇労働者は制度選択可（職工or住民）、地域も選択可、③保険料納付基数も多段階で選択可という任意性の高いものであること、また、その結果、注文ごとの労災保険、雇用ではなく収入に基づく保険料を支払う養老保険など「雇用」に基づかない保険のあり方が模索されていることも指摘され、それが中国の社会保険の先進性を示す可能性に言及された。

馬報告に対しては住民の年金受給額は基礎養老金（中央+地方）+個人口座部分となっている（例：北京市（2022年）：基礎養老金（887元）+福利養老金（802元）=1689元／月）が、示された農村住民の年金の内訳はどのようにになっているのか、中国都市住民の年金代替率の図は制度が変更される1998年以前と以後で連続性はあるのか、といったデータの読み方に関する質問がなされた。次いで、所得代替率のゆるやかな低下は少子高齢化の影響を一部緩和するというポジティブな効果はないのか、また、社会保障の主觀的厚生、家計消費への影響は限定的であるという結論は厳報告で明らかにされた手厚い年金を受給できる都市正規労働者に関するても言えるのかという点についての質問がされた。

また、補足として、「退職の波」の影響が指摘された。つまり、中国では1962-1975年生まれが3億5889万人と全人口の25.6%を占めるが、この人々が2012～2035年に退職するという問題である。同様の退職の波があった日本では、年金受給開始年齢の引き上げ（2024年）、年金保険料率の引き上げ、給付水準の相対的引き下げ、財政補助（国庫負担）の増加、制度の支え手を増やすなどの施策がとられたが中国ではとりうる選択肢が少なく、国有企業株売却などによる財政補助、非正規労働者への制度拡大による保険料収入拡大などしかないとされた。

また、そもそも論として、社会保険／社会保障とは歴史的には資本主義が生み出す貧困・格差の緩和をして社会主义への対抗をする「裏口からの社会主义」であり、また、それによって国民統合や政治的正統性を担保するものであった。中国は共同富裕政策を打ち出しながらも具体的な給付拡大は乏しい。労働力、人間の再生産を社会的にどのように行うのかという観点から経済の中に人口（労働）を置くのではなく、生=人間の再生産の中に経済=生の物質的側面を置く視点への転換が主張された。

李蓮花会員からのコメントに対する各リプライは以下のとおりである。

厳会員：所得代替率は特権者と一般で違う。一般労働者は低下。選択の幅の問題は今回特に議論していない。就業しているかいないか。その要因の分析。

馬会員：住民年金額は基礎年金だけでなく、実際に支払われた金額のデータ。

澤田会員：外売だけでなく、家事労働も焦点となっていることは同意。ただ、フレキシブルな就労形態の間では住民社会保険への加入が多くあった。彼らがそこから抜けて、従業員に準じた社会保険に包摂されると、住民保険の空洞化が進み、農村に残った親の扶養は誰がするという別の問題に影響ある。

その他フロアから質問があった。

厳会員に対して：女性の就労選択に大きな影響を与える親の介護負担が計算に入っていないのでは（リプライ：今後検討）。

馬会員に対して：退職者は個人の貯蓄・年金で生活している。したがって不動産で運用をしていた人は不動産価格の下落で収入が減り、その結果消費も制限される逆資産効果がある。これをどのように見るのが（リプライ：実際の制度設計をしている人々からのデータであり、そのことも考慮されているはず）。所得代替率の格差はどのようなものか（リプライ：おおむね農村10%以下、一般40-50%、公務員90-100%と格差が大きい）。

厳・馬会員に対して：何をもって年金給付額が低いというのか？農民は払っている保険料が少ないので給付が少ないので当然ではないか（リプライ（厳会員）特権階層が多く保険料を払っているわけではない、（馬会員）歴史的に差

別的な環境に置かれてきた農民は年金保険料を払うすべはなく、したがってそれは国が救済すべき)。

澤田会員に対して：プラットフォーマーにそんなに期待していいのか（リプライ：最終的にはあくまで国が責任を持つべき。とりあえずまとめて対応する方便としてプラットフォーマーの協力を要請している）、強制しないと国民皆保険皆年金と言えないのでは（リプライ：すべての国が強制ではなく、任意の国もある。ただし、世代間扶助の原則の下では親世代の生活を支える保険料を支払わないということは親世代の生活が成り立たなくなるということであり、親の世話を子供が見るということになるがその認識があるのかどうかが問題）。

（中川涼司・立命館大学）

### 特別セッション：「中国の産業発展とその国際政治経済への影響」

講演者：森井一成（経済産業研究所コンサルティングフェロー・ウォーリック大学政治・国際学博士）

特別セッションは大会実行委員会・プログラム委員会と学会の情勢分析研究会との共催で開催されるもので、今年度神戸大学で行われた春季研究集会からスタートした。今回は「RIETI（経済産業研究所）コンサルティングフェロー／ウォーリック大学政治・国際学博士」の森井一成（もりいかずなり）氏を講師としてお迎えした。

本講演は、「中国の産業発展とその国際政治経済への影響」をテーマに、国際経済秩序の構造変化と中国の役割を多角的に検討したものである。通商白書の編纂経験を踏まえ、中国の過去30年間の産業発展を中心に、貿易・投資動向や国際的影響が分析、解説された。

戦後の国際経済秩序は、GATT・WTO体制の下で自由貿易を基軸として形成されてきたが、冷戦終結後のグローバル化や地政学的緊張の高まり、経済安全保障の重視などにより、大きな転換期を迎えており。その中で中国は、製造業付加価値を30年で約18.5倍に拡大させ、「世界唯一の製造業大国」へと成長した。国家主導の政治経済モデル、地方政府間競争、巨大市場による規模の経済が産業発展を支える一方、過剰生産能力や不動産不況、消費低迷といった構造問題も顕在化している。さらに、輸出の高度化やASEAN・「一带一路」諸国への投資拡大を通じ、国際経済秩序や先進国の雇用・産業構造に大きな影響を及ぼしていることが示された。森井氏は、中国の産業発展は国際経済に成長機会と摩擦の双方をもたらしており、今後は国家主導型モデルと国際ルールの調和、過剰生産能力への対応、経済安全保障などのバランスが重要な課題となる、と総括した。

本講演は、豊富な経験と客観的データに基づく説得力ある分析により、中国の産業政策と構造的課題が明快に示され、理解しやすい内容であった。参加者も50名を超え、質疑応答も含めて極めて意義深いセッションとなった。学会の性格上、議論の視点がどうしても「中国」に集中しがちであるが、より視野を広げ、グローバルな観点から問題を捉えることも重要であることが再認識できた。本セッションは、その点において新たな視角を提示する貴重なものとなった。今後も、このような問題意識に基づく議論の機会が継続的にもたらされることを期待したい。

（内藤二郎・大東文化大学）

### 分科会1 「中国金融の对外開放はどこまで進んだのか？」

中国はモノ・ヒトの自由な移動の範囲を拡大してきたが、カネの移動については厳しい制限を設け对外開放は極めて慎重に進めてきた。一方で、中国は戦後の国際金融秩序の中でその地位を高め、新しい国際金融秩序への関与を強めている。米政権の保護主義的傾向が強まり米ドルに対する信認が揺らいでいる現在の状況は、中国が新たな国際金融秩序の中心的存在を狙うのに好ましい環境にも映る。本分科会では、国際金融の現場経験のある研究者により、中国金融の对外開放の現状と課題に対する分析を行った。

第一報告：露口洋介会員（帝京大学）「人民元の為替レートの動向と人民元の国際化の行方」は、人民元の為替レートと国際化の動向を分析した。対米輸出の減少を補うため、米国以外の国・地域に対し人民元安を指向するという近年の動向を示した上で、人民元国際化の狙いが変質している可能性を示唆した。人民元の「国際化」には、①通貨の一般的機能（決済、価値尺度、価値保蔵）に基づく国際的な利用の拡大、②中国自身の对外受払通貨に占める人民元の比率の拡大、という2つの側面がある。各種の指標を見る限り、①については人民元の国際化はまだ十分とは言えない。未だに

資本取引規制がかなり厳格であり、人民元の海外における取引が不便なことが原因である。他方、中国の対外受払全体に占める人民元建て受払の比率は 2023 年上期に 57%に達している。②については、人民元国際化は着実に進展しており、資本取引規制はむしろ有利に働いている。

ここ数年、人民元対外決済システム（CIPS）の利用が大幅に増加しており、第三国間での元決済の事例も出てきた。2025 年 6 月に人民銀行・潘総裁が基軸通貨の武器化は好ましくないと発言しており、中国が人民元国際化の方向性を上述②から①を目指す方向に転換を図っている可能性がある。

討論者の柴田聰会員（金融庁）からは、米ドルと他通貨を差別的に水準調整する際の具体的な方法、人民元決済比率の拡大と厳しい資本取引規制との両立がどこまで可能かについてコメントと質問があった。

第二報告：横尾明彦会員（アジア経済研究者）「アジアの中央銀行から見た中国の金融通貨政策」は、①中国の通貨政策はアジア各国・地域にどのような影響をもたらしているのか、②各国・地域の当局（政府、中銀）はどのような通貨政策で対応しているのか、という問題意識のもとに分析を行った。ASEAN には輸出依存度が高く米金融政策の影響を受けやすい国が多く、中国が強力な競争相手となっている。このため、米ドル安や人民元安が進行する局面では、自國企業の輸出競争力を維持するため、当局には自國通貨を切り下げるインセンティブが働きやすくなる。その際、米ドル買い・自國通貨売りの為替介入のほか、金融緩和局面では通貨安誘導を強化する可能性が考えられる。開放経済における「国際金融のトリレンマ」に基づき「為替レートの事実上の切り下げを目的に金融政策の自由度が制約されている」という仮説の妥当性を、最近のマレーシアの事例を挙げて検証した。

討論者の曾根康雄会員（日本大学）からは、対米・対中よりも域内輸出の比率が高い ASEAN 諸国の金融政策における輸出競争力という要因の重要度、人民元が切り上がったと仮定した場合の ASEAN 諸国の対応、アジア諸国・地域の「脱米ドル化」の可能性についてコメントと質問がなされた。

第三報告：岡寄久美子会員（キャノングローバル戦略研究所）「中国資本市場対外開放の重点：銀行市場との比較を踏まえた一考察」は、中国の銀行・証券を対比して対外開放の度合いを分析した。中国の金融市场の対外開放は銀行分野が先行してきた。1990 年代末以降、WTO 加盟後の外国銀行との競争激化に備え、主要銀行に対する抜本的改革を行い、その過程で外資も積極的に活用した。一方、資本市場への外資導入はかなり慎重に進められた。これは、90 年代まで証券業で有力企業が育たなかつたこと、多様な投資家のリスク管理が難しいこと、国境を越えた資本の急激な流出入の回避を優先したこと、による。

経済規模の拡大に伴い、銀行への直接的な働きかけによる金融調節が難しくなる中で、証券市場の発展が求められる。2010 年代半ば以降、証券業への外資参入規制は緩和され、証券市場への外資流入を促す枠組みも構築されている。また、金利機能の活用重視の一環として債券市場の育成に取り組んでいる。資本市場のさらなる対外開放は、新興企業育成のためのリスクマネーの拡大、人民元の国際化推進にとっても重要である。もっとも、これらが結実するためには資本移動規制の相応な緩和が望まれるが、それに際しては国内金融市场の外的ショックに対する耐性を考慮する必要もある。この点において、自由貿易試験区や香港市場の機能の一層の活用が効果的である。

討論者の神宮健氏（野村総合研究所）からは、これまでの金融改革における重要政策のレビュー、科学技術振興における国内金融の活用、投資銀行設立の動きについてのコメント、および上海と香港の関係についての質問がなされた。

本分科会には、オンラインを含め約 30 名の参加者があった。フロアとの質疑応答では、福本智之会員（大阪経済大学）から露口報告に対し中国の仮想通貨に対する戦略、岡寄報告に対し金融機関の対外進出について質問があった。また、丸川知雄会員（東京大学）から露口報告に対し、一带一路沿線国における第三国間での人民元決済の現状について質問があった。

世界が歴史的転換点に立っている今日、将来の国際金融秩序を展望する上で、中国金融の対外開放の進展とそれが内外の経済・社会、金融市场、企業行動に及ぼす影響について、引き続きその動向を注視していく必要があろう。

（曾根康雄・日本大学）

## 分科会2 「中国国有企业改革の現状と評価：混合所有制改革を中心に」

この分科会では、中国の国有企业改革の現状と課題を制度・政策論の面から、また産業連関論の視点からの報告があり、それをめぐって活発な討議が行われた。

第1報告では甲斐成章会員（関西大学）が「国有企业改革はなにを変えたか・なにを守ったか—政策方針を中心にして」と題して改革開放以後現在に至る国有企业改革変遷の歴史を、主として重要会議文書などを用いて詳細に、また非常に整理された形で紹介したが、その主な結論は以下のようなものである。1) 公有制が体制の骨幹であること、2) 公有制は戦略的分野の支配を通じて実現していること、3) 混合所有制改革、競争分野からの国家資本撤退、国有資本投資・運営公司改革に対する国務院国资委の対応は、国有企业改革が大きな困難に直面していることを示していること、そして4) 習近平体制になって混合所有制改革が強調されてはいるものの、2024年の政治報告では語られなくなり、停止していること、である。

第2報告では関志雄会員（野村資本市場研究所）が「中国における国進民退の新形態：非所有型支配の構造」と題して、混合所有制を採用するようになってから、所有（資本の多寡）よりも所有によらない、具体的には政府による規制や指導、黄金株の採用といった形態の民営企業に対する支配形態が中心になってきたと指摘し、その背景が紹介された。そこでは、4つの事例研究を通して、国家による非所有型の民間企業統制の実態が浮き彫りにされ、この方式は民営企業の効率性と国家統制のジレンマを生み出していることが強調されている。

第3報告では、三笠康平（帝京大学）会員が「中国国有・非国有2部門の分解分析」と題して、主として産業連関論的に見た国有部門の影響力の大きさについて計量的な考察を行った。まずマクロ統計的に見ると経済全体における国有部門の比重は低下してきたことを確認し、次に資産を基準に全産業を国有優勢部門と非国有優先部門の2部門に分割し、2007年と2020年における両部門の内部乗数と外部乗数をもとめ、そこからそれぞれの影響力係数を計算してみると、「かすかに」にではあるが、国有部門が平均的に見て非国有部門に対して影響力を強めているという事実発見を行っている。

以上の3報告に対して、第1、2報告に対しては劉徳強（京都大学）会員が、第3報告に対しては岡本信広（大東文化大学）会員がそれぞれ質問とコメントを行った。甲斐報告に対しては、国有資本に占める戦略的分野の割合が低下したのはなぜか、国有資本が競争的分野から完全に撤退しないのはなぜか、混合所有制が現体制の下で停止した理由は何か、といった質問が出され、関報告に対しては非所有型改革の概念の明確化、その持続可能性にかんする問題が提起された。三笠報告に対しては、その分析枠組みに関しては好意的に評価できるが、その結果が中国の成長にどのような意味をもたらすのか、といった質問が出された。

国有企业改革は中国における経済改革の中心部分を占めるといつても過言ではない。市場経済化し、民営化進んだといつても、繰り返し「国進民退」が叫ばれ、国家が党を通して民営企業ならびに経済全体を統制する仕組みは変わっていない。この仕組みは経済にいかなる影響を及ぼすのか、今後とも追求すべきテーマだと考える。

（中兼和津次・東京大学／東洋文庫）

## 自由論題1 「マクロ経済」

本セッションでは以下の3報告が行われた。

第1報告は、田文軒会員（神戸大学大学院）による「産業構造における経済成長に関する流数量的研究」であった。2001年から2010年までの省別の第1次、第2次、第3次産業のデータを用いて、各産業間での労働配分の変化が生産性に与える影響を分析し、さらにそれぞれの産業の労働生産性の成長率を産業間の静態構造効用と動態構造効用、そして産業内の技術進歩（労働生産性向上）の3つに分解している。この分析結果をもとに、環渤海、長江デルタなど6つの地域の産業構造の変化と経済発展への影響を明らかにしようとした。結論としては、第3次産業の動態構造効用が地域の経済成長への貢献が大きい。そして、第1次産業の動態構造効用も経済成長にプラスではあるものの、就業者数は成長を抑制する方向にあるので、第1次産業への過度な労働集中は地域経済にとって非効率であると主張していた。

第1報告に対し、討論者の許僕塵会員（立命館大学）から、20省の2010年までのデータしか用いていないのか、産業

内技術進歩の定義とは何か、といった質問が行われた。それに対して、報告者からは統計データの制約から2010年までに限定したとのリプライがあった。また、資本ストックを明示的に組み込んだモデルではない点も本研究の限界であることが報告者から述べられた。

第2報告は、岡本信広会員（大東文化大学）による「中国の人口転換と経済成長のダイナミクス先行研究の整理から」であった。本報告の整理によると、出生率・死亡率の変化にともなって起こる人口転換の過程で、全人口に占める生産年齢人口の割合が増加し、経済発展に有利な状況が生じるがこれを人口ボーナスと定義する。さらに人口ボーナスは労働供給の増加と低扶養比率による貯蓄の増加によって生じる第1の人口ボーナス、そして高齢化に伴う資本蓄積と人的資本の質的向上によって生じる第2の人口ボーナスに分けられるとのことであった。この整理にもとづき、中国の状況を見ると、第1の人口ボーナスは改革開放後の成長に貢献したが、人口構造的には2010年代前半に終焉した。資本蓄積や都市化といったプラスの効果が人口ボーナス終焉の悪影響を遅延させたものの、岡本の研究によると2017年以降は労働力減少の悪影響が顕在化しているとのことであった。第2の人口ボーナスについては将来への備えとして貯蓄が促進されたものの、不十分な社会保障によるボーナス構築の難しさがあると指摘した。

第2報告に対し、中兼和津次会員（東京大学）は、南亮進の提起した「適度人口」論を引用し、中国の人口規模と経済成長の関係についての質問があった。また、人口構造が経済発展に与える影響とは逆に、経済発展が人口構造に与える影響についても議論が行われた。フロアからも、経済発展による少子化を説明したライベンシュタインのモデルの検討についても提起があった。

第3報告は、高橋五郎会員（愛知大学）による「SSFSSR法による中国食料自給率の計測結果と要因」であった。本報告によると、食料自給率の計測方法は食料安全保障の指標となっているものの、世界に共通する方法が存在しない状態にある。日本を含めた各国の政府がそれぞれの方法で食料自給率を計測し公表している。中国は食料自給率を公式に発表していないが、2022年の国家発展改革委員会の杜鷟氏の講演によると76%である。これらは消費サイドのデータをもとに算出しているが、輸入飼料や輸入原料を一部に用いた加工品などで国産比率を割り出すのが困難であったりするなど根拠不明な点が多い。そこで、本報告では供給サイドの総カロリーに着目し、FAOSTATのデータをもとにして、中国と各国の食料自給率を算出している。算出結果によると、2010年には89.1%だったのが2016年以降急落し、直近の2022年データでは75.6%まで下落している。その理由として、国内生産の減少、新型コロナの影響、アフリカ豚熱、米中貿易摩擦を挙げていた。

第3報告に対し、宝剣久俊会員（関西学院大学）は、高橋報告の論点整理を行なった上で、以下の質問を行なった。まず、SSFSSR法の算出過程で必要な二次産品の一次産品への換算方法についてである。例えば、世界共通の換算で良いのかといった点が挙げられた。また、在庫の扱いに関しても質問が行われた。さらにフロアからは食料供給と経済成長の関係について、需要サイドと供給サイド双方から算出した食料自給率の比較の提案などが行われた。

本セッションで行われた3報告は、いずれも中国の経済成長を占ううえで非常に重要なトピックであり、興味深い報告と質疑応答であった。また、3報告とともに、更なる研究の発展のための提案が討論者とフロアから行われていた。本セッションで行われた報告の更なる発展と完成が楽しみである。

（藤井大輔・大阪経済大学）

## 自由論題2 「家計行動」

自由論題2「家計行動」セッションでは、3本の論文が報告された。

報告1は、小松翔会員（アジア成長研究所）による「The effect of ICT usage on quality of life for women in China」であった。

本研究は、ジェンダー規範が依然として女性の社会的・経済的機会を制約している中国を対象に、情報通信技術（ICT）の利用が成人女性の生活の質（Quality of Life:QoL）にどのような影響を与えるのかを検証するものである。2014～2020年の中国家庭追跡調査（China Family Panel Studies:CFPS）による4期間のパネルデータを用い、インターネット利用が女性の生活満足度に与える影響を分析した。内生性の問題に対処するため、個人固定効果モデルおよび固定効果操作変数（Fixed Effects Instrumental Variables:FEIV）アプローチを採用し、携帯電話基地局数を操作変数として用いた。分析の結果、ICT利用は女性

のQoLを有意に向上させることができたことが示され、FEIV推定からは相当程度の因果効果が確認された。代替的なアウトカム指標、異なるICT指標、追加的な操作変数を用いたロバストネスチェックにおいても、結果の安定性が確認された。さらに、教育水準、居住形態、年齢コードの違いにかかわらず、効果は一貫して認められた。メカニズム分析からは、ICTが社会関係資本を高め、主観的な社会的地位認識を強化することを通じて、女性のQoLを部分的に向上させていることが示唆された。

討論者の唐成会員(中央大学)は、小松論文について、「非西洋社会を対象に、ジェンダー・ICT・QoL(生活の質)を結びつけた先駆的な研究であり、方法論的に内生性問題への対応(固定効果操作変数アプローチの採用)、複数のロバストネスチェック、異質性分析などが丁寧に行われている」と高く評価した。一方で、固定効果モデルにおけるコントロール変数の仕様、操作変数の選択、影響メカニズム分析の解釈については、改善の余地があるとの指摘もなされた。今後の研究課題として、①より細分化されたICT指標(スマートフォン利用強度、アプリの種類、デジタル活動内容など)の活用、②女性がどのようにデジタル・エンパワーメントを経験しているのかを明らかにするため、質的研究手法との併用が提案された。

報告2は、郭訥臨氏(中央大学)による「既婚女性の労働参加が家計貯蓄率に与える影響:日本と中国の比較分析」(中央大学唐成会員との共同研究)であった。

本研究は、2010年代における日本と中国の既婚女性の労働参加の増加が家計貯蓄率にどのような影響を及ぼしているのかについて、理論的・実証的の両面からミクロレベルで体系的に比較分析することを目的としている。さらに、その背後にあるメカニズムや家計の異質性の有無を明らかにし、高齢化が進展する日本と中国における家計貯蓄行動に関する新たな知見と政策的示唆を提示することを目指している。日本については、慶應大学「日本家計パネル調査」(2015~2019年、47都道府県・25,402世帯)の大規模データを用い、固定効果モデルに基づく実証分析を行った。その結果、「既婚女性の労働参加は家計貯蓄率を有意に高める」という仮説が支持された。Tobitモデルや傾向スコア・マッチングによるロバストネス検証においても、この結果は一貫して確認された。中国については、西南財經大学「中国家庭金融調査(CHFS)」(2019年、全国29省・市・自治区、34,643世帯)の大規模データを用いた分析を行い、既婚女性の労働参加が1%水準で家計貯蓄率に正の有意な影響を与えることが示された。異質性分析の結果、日本では51~65歳の中高齢層の既婚女性、被雇用者および自営業者、中間所得層世帯において効果が大きい一方、中国では20~35歳の若年層の既婚女性、雇用の有無にかかわらず、低所得層世帯で効果が相対的に大きいことが明らかとなった。これらの結果については、メカニズム分析も行われた。

討論者の羅欽鎮会員(東京経済大学)は、既婚女性の労働参加に伴う家計構造の変化を分析する研究の重要性を指摘するとともに、両著者による精力的な計量分析を高く評価した。一方で、「妻が労働市場に参加する場合としない場合の貯蓄率の理論値の推定方法」について質疑が行われた。また、参加者からは、女性の労働参加をダミー変数で測定している点について、就労時間や就労所得などの代替指標を用いるべきではないかとの意見もあった。

討論者・参加者からのコメントなどを踏まえ、著者らは、①既婚女性の労働参加が内生変数である可能性とそれに伴う内生性バイアスへの対応(操作変数の導入など)、②アフターコロナ期における在宅勤務の拡大など社会環境の変化を考慮した分析、③職種や働き方の多様性を踏まえたより詳細な検証、を今後の課題として挙げた。

報告3は、劉洋会員(RIETI)による「なぜ中国人は持ち家率が高いか:経済環境と文化を識別した分析」であった。本研究は、同一の経済・社会環境に置かれているにもかかわらず、中国出身者と他国出身者、さらには移住先国のネイティブ世帯との間で持ち家率に差が生じている点に着目し、その要因として文化の影響を実証的に明らかにすることを目的としている。日本に5年以上居住する中国籍住民、他国籍住民、および日本人(日本国籍者)を対象とした2020年国勢調査の個票データを用い、住宅所有形態に関する分析を行った。その結果、他国籍移民の持ち家確率が日本人より低い一方で、中国籍移民は日本人よりも高い持ち家確率を有することが明らかとなった。これは賃貸市場における差別によるものではなく、差別を受けにくいと考えられる中日国際結婚世帯を対象とした分析においても、ほぼ同様の結果が得られている。実証分析の結果、「文化」を代理する変数が、中国籍住民の持ち家確率に対して正で有意な影響を与えることが確認された。

討論者の戴二彪会員(アジア成長研究所)は、中国国内の経済・制度要因が作用しない日本においても、中国籍移民の持ち家確率が高い点を示した本研究は、中国の文化要因の影響を説得力をもって検証していると高く評価した。また、本研究から、住宅関連政策を立案する際には、住民の持ち家に対する価値観(文化)を考慮する必要があるという政策的示唆が得られる点を指摘した。一方で、戴会員は、(本研究で引用されている)中国国内の持ち家率は戸籍人口ベースで算出されているため、過

大評価されている可能性があることを指摘した。都市戸籍を持たない流動人口を含めれば、中国都市部の実際の持ち家率は、本報告で示された9割台(96%)から3割程度低下する可能性があるという。また、持ち家率は基本的に住宅取得可能性(住宅価格／所得)といった経済要因によって説明される側面が大きいため、文化要因を重視する一方で、その影響を過大評価しないよう、世帯所得や専門職比率などの経済要因を十分にコントロールする必要があるとの助言がなされた。

本セッションの参加者は20名未満であったが、終始活発な質疑・討論が行われた。

(戴二彪・アジア成長研究所)

### 自由論題3：「企業行動」

自由論題3では、休憩を挟んで4つの研究報告がなされた。

第1報告は日置史郎会員（東北大学）による「中国『科創板』上場企業の対外直接投資の説明要因について」である〔報告論文は徐航天氏（湖南大学）との共著〕。同報告では、中国上海証券取引所の「科創板」に上場している企業を中心として構築されたパネルデータを用いて、中国の新興ハイテク企業による対外直接投資の説明要因について計量分析を行い、科創板上場企業は、それ以外の上場企業と比較して、対外直接投資の説明要因において明確な相違のあることが明らかにされた。とくに、経営トップの海外経験と対外直接投資との関係について、非科創板上場企業ではプラスの関係が見られるのに対して、科創板上場企業では有意な統計的関係は確認されない。

同報告に対して予定討論者・姜紅祥会員（京都女子大学）より、対外直接投資の全体として変化には外部環境の変動の影響が大きいのではないか。科創板上場企業には国策銘柄が多く含まれると思われる点をより考慮できないか。定量分析に加えて定性分析が必要になるであろう、等のコメントがなされた。また、会場からは、中国では起業当初から海外進出を志向する傾向（オン・グローバル・マインド）が見られるが、このことが分析結果に影響しているのではないか、という指摘がなされた。

第2報告は吉野功一会員（帝塚山大学）による「なぜ中国では信用の誤配分が起こるのか？—金融摩擦の実証分析—」である。同報告では、中国の上場製造業のデータを用いた実証分析により、民間企業内の資金誤配分の原因是純資産依存型の借入制約にある。国有企業の場合は資金調達面での優遇効果の異質性が大きく、とくに政府が出資比率を増やす対象として生産性の低い企業を選択するため、本来退出すべきゾンビ企業の生き残りに繋がる、等の分析結果が示された。また、純資産の資金調達への影響は3年程度持続するほか、金融摩擦の影響やその粘着性は2010年代半ば以降強まっている。

同報告に対して予定討論者・張紅詠会員（RIETI）より、理論モデル、推定方法等についてコメントがなされた。それらは、国有企業に対する優遇がどのチャネルで効いているのか、が重要である。動学的メカニズムをモデルに組み入れることにより、なぜ誤配分が累積するのか、なぜゾンビ企業が退出しないのかを説明できるのではないか。さらに、中国全体の状況を把握するために、非上場企業、地方国有企業などのデータを含めた分析が望まれる、等である。

第3報告は董航会員（環太平洋大学）による「家族企業のDXを支える世代間協働メカニズムに対する一考察：立白グループ（Liby Group）を例に」である。同報告では、伝統的な日用品産業に属し、世代を超えたデジタルトランスフォーメーション（DX）を推進する中国の代表的家族企業の一つである立白グループを対象として、家族企業のDX成功は、後継者と創業者の個人的資質や行為に依存するのではなく、両者の異なる認知を翻訳・実証・理念化する組織的なプロセスと仕組みに依存する等が明らかにされた。それは、DXを客観的「出来事」ではなく、両世代が共同で「意味づけ」を行い、新たな経営ナラティブを構築する実践であると捉えられる。

同報告に対して予定討論者・國本康寿会員（梅光学院大学）より、「認知」の変革はDX最大の難所である「組織行動」の変革にどう繋がったか。パイロットの成功をいかにして企業全体のケイパビリティへ定着させ、産業変革（IX）への道筋をつけたか。世代間協働メカニズムは外部環境の速度への対応を十分に促進できるか、といった論点の重要性が指摘された。

第4報告は石躍君会員（明治大学）による「中国中小企業の非公式的人事労務管理—事例研究からの考察—」である。同報告は、深圳に所在する典型的な中小製造企業Y社を対象とした聞き取り調査を通じて人事労務管理領域にお

ける公式制度と非公式制度の運用実態を明らかにし、それぞれの利点とリスクを具体的に描き出している。また、中国中小製造企業における公式制度の弱さ、非公式制度の強さという制度構造と、それが組織の安定性と公平性を与える影響を実証的に示している。本研究は單一事例に基づきながらも、中小企業研究における非公式制度分析の基礎的資料を提供している。

同報告に対して予定討論者・苑志佳会員（立正大学）より、中小企業（Y社）における非公式的人事労務管理制度は一過性のものか、それとも恒常的なものか。中小企業の「制度」は進化するはずで、「（組織・管理など）広義的なコスト」への対応がそれを推進する中心的な役割を果たしているのではないか、等のコメントがなされた。さらに会場からは、「制度」の定義をより明確にすべきである。また、対象企業の経営状況にも注意する必要がある、といった指摘がなされた。

参加者は10～15人であった。経済学にもとづく研究と経営学にもとづく研究が共に含まれていたという意味でも、本学会の性格に相応しい有意義なセッションであった。

（村上直樹・日本大学）

#### 自由論題4：「産業政策」

自由論題4会場では、中国の石炭産業、鉄鋼業、自動車産業、農村開発などをテーマに意欲的な4つの報告がなされた。

まず、報告1は、堀井伸浩会員（九州大学）（13:30～14:20）による報告であり、タイトルは「中国の脱石炭政策の転換の背景－石炭火力は座礁資産化するのか？」である。

この報告では、脱石炭政策を推進していた習近平政権下の中国が、なぜ再び石炭を重視する政策に回帰したのかについて論じられた。習近平政権の初期には環境汚染改善を重視し、脱石炭（炭鉱閉山による生産削減、石炭焚きボイラの削減、再生エネルギーへのシフト）を推進し、一時環境改善もみられたが、その後発生した「電荒」事案（石炭不足と供給が不安定な再生エネルギーへの依存によって、2021年9月に電力不足による深刻な停電が発生した事案）を契機に、石炭増産（設備投資への補助金強化等による）に転換したことが説明された。

この報告1について、討論者である大塚健司会員（アジア経済研究所）からは、脱石炭政策の転換について的確に報告している点を評価したうえで、電力不足による環境政策の転換との因果関係がやや不明確である点などが指摘された。討論者のコメントについて、中国政府の政策のスピードは変化したもの、基本的な方向は変化していないこと、石炭産業における自動化の促進などについて説明がなされた。さらにフロアから、中国の石炭産業にかかる技術革新についての質問などが提出され、応答がなされた。

つぎに、報告2は、銀迪会員（同志社大学）（14:20～15:10）による報告であり、タイトルは「中国鉄鋼業における国有・民営企業の並存と競争」である。

この報告では、中国の鉄鋼業においては大型の国有企業と新興の民営企業が共存し競争する市場が形成され、2000年代以降民営企業の発展が著しいことなどが報告された。そのなかで、巨大国有企業による高級品市場の支配が確立したこと、その後の大型民営企業が参入したことなども説明された。また、企業活動と中央政府・地方政府の政策との齟齬も発生したことが報告された。さらに不動産バブルの巨大民営企業への影響についても言及があった。

この報告2について、討論者である登り山和希会員（東大阪大学）からは、国有企業・民営企業のシェア、中国企業トップ500における国有鉄鋼企業の位置などが説明されたのち、鉄鋼需要の概念と品目別構造、在庫状況、「鉄本事件」（国務院による処分事案）の具体的な内容、企業再編の実態、政府補助金の実態などについて質問があった。討論者のコメントについて、回答がなされたのち、さらにフロアから大ロット・高級品の具体的な概念、国有・民営の役割などについての質問がなされ、この研究分野の先行研究の理解などについての質問が行われた。

報告2終了後、休憩を挟んで、報告3に進んだ。報告3は伊藤道大会員（東日本国際大学）（15:20～16:10）による報告であり、タイトルは「2025年は自動車産業の分岐点－新エネルギー車開発に邁進する中国企業の進化：（2010年と2025年の北京&上海モーターショーの比較研究）」である。

この報告では、2010年と2025年の北京と上海モーターショーの特徴と変化を事例に、中国自動車産業の大きな変化を、とくにEV車の普及、デジタル企業の躍進等について報告があった。とくに2010年当時は外資主導構造が継続していたが、2025年では民営・デジタル企業の参入とソフトウェア主導、市場主導が顕著であることが報告された。

この報告3にたいして、討論者である木村公一朗会員（アジア経済研究所）からは、タイトル中の「分岐点」の実証が可能なのか、説明が不足しているとの指摘があった。また、報告中の「政策誘導」、「政策主導」等の概念の確認が求められた。さらに関連研究との関係をどう位置づけるのかについてやや不十分であると指摘があった。これに加えて、計量分析の結果の全体を掲載してほしいとの指摘があった。討論者のコメントにたいして、それぞれ回答がなされたのち、いくつかの指摘点は今後の課題として留保された。さらにフロアから、階層構造の概念図について質問がなされ、日本企業のビジネスモデルの理解などについての質問が行われた。

最後の報告4は、王清会員（天津財経大学珠江学院）（16:10～17:00）による報告であり、タイトルは「中国における『農村振興パートナー』制度の展開と課題—山東省泗水県を事例として—」である。

この報告では、大規模な労働力流失が継続している中国農村においては、経済活性の減退、農地利用率の低下、高齢化に伴う労働供給の不足、地域共同体の機能衰退などの複合的社会経済問題が連鎖して発生していることが指摘され、このような構造的変容の下で、農村に新たな産業システムを構築し、持続可能な生計手段を創出することが喫緊の政策課題となっている点が指摘された。その方途として近年注目されているのが、「農村振興パートナー」制度の展開であり、多様な人材を募集し、プロジェクト開発により、農村振興を促進する制度であることが報告された。この報告では、地理的制約、産業の未発達、不便な交通条件などという不利条件を抱えている貧困県（山東省泗水県）を研究対象とし、特に廃棄資産の創造的再生・多業態融合戦略などの方策が報告された。

この報告4にたいして、討論者である大島一二会員（桃山学院大学）からは、報告中では泗水県にはかなりの金額の資金が調達されたと述べられているが、それだけの資金をどのように調達したのか、さらにどのような用途に支出されたのかについての具体的な説明が不足している点について指摘があった。これにたいして、報告者からは事例から現地の状況の説明がなされた。

このように、いずれの報告においても、中国の諸産業の状況と直面する課題について、詳細な報告がなされ、討論者およびフロアからのコメント、質問が提出され、有意義な討論がなされた。

（大島一二・桃山学院大学）

『中国経済経営学会ニュースレター』第22号 2026年2月9日発行

発行人: 渡邊真理子

編集人: 堀井伸浩 李春霞

■中国経済経営学会事務局

E-mail: [jacem.office@gmail.com](mailto:jacem.office@gmail.com)

URL:<https://jacem.org/top.html>

会員の登録情報・会費納入についてのお問い合わせ先

一般社団法人 学会支援機構（中国経済経営学会 会員管理係）

〒112-0012 東京都文京区大塚 5-3-13-3F

jacem@asas-mail.jp FAX.03-5981-6012